

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正

| 現行  | 改正   | 改正理由 |
|---|--|------|
| <p>(趣旨)<br/>第1条 国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)<br/>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「寄附金」とは、本学の業務の実施を財産的に支援することを目的として寄附される国立大学法人東京農工大学会計規則第17条第1項に定める現金及び小切手をいう。ただし、基金として受け入れるものを除く。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 「外国の機関等」とは、外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)6-1-5、6(居住性の判定基準)の定めにより、非居住者となる機関等をいう。</u></p> <p>(受入れの基準)<br/>第3条 学長は、本学に対し、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄附があった場合は、これを寄附金として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 本学の役職員の職務上の教育研究を目的とする経費<br/>(2) 本学の学生に対する修学援助を目的とする経費<br/>(3) 本学の土地、建物及びこれに附属する設備の整備を目的とする経費<br/>(4) その他本学の業務・運営に要する経費</p> <p>2 学長は、寄附の申込みを受けた場合は、次の各号に掲げるときの取扱いを本学の判断に委ねることについて、あらかじめ寄附者の意向確認をしておかなければならない。</p> <p>(1) 寄附金を他の研究機関等へ移し替える必要が生じたとき。<br/>(2) 寄附金の取消し、移し替え又は使途を変更する必要が生じたとき。<br/>(3) 寄附目的終了後に生じた残余金について、新たに目的を定める必要が生じたとき。</p> <p>3 前項に規定する意向確認は、別に定める寄附金申込書により行うものとする。</p> <p><u>(寄附者が付すことのできる条件)</u><br/><u>第3条の2 寄附者は、次の各号に掲げる条件を寄附金に付すことができる。</u></p> <p><u>(1) 学術研究の指定</u></p> | <p>(趣旨)<br/>第1条 国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)<br/>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「寄附金」とは、本学の業務の実施を財産的に支援することを目的として寄附される国立大学法人東京農工大学会計規則第17条第1項に定める現金及び小切手をいう。ただし、基金として受け入れるものを除く。</p> <p><u>(2) 「助成団体」とは、大学が実施する教育研究その他事業に対して援助することを目的とした、公益財団法人その他民間の団体をいう。</u></p> <p><u>(3) 「外国の機関等」とは、外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)6-1-5、6(居住性の判定基準)の定めにより、非居住者となる機関等をいう。</u></p> <p>(受入れの基準)<br/>第3条 学長は、本学に対し、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄附があった場合は、これを寄附金として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 本学の役職員の職務上の教育研究を目的とする経費<br/>(2) 本学の学生に対する修学援助を目的とする経費<br/>(3) 本学の土地、建物及びこれに附属する設備の整備を目的とする経費<br/>(4) その他本学の業務・運営に要する経費</p> <p>2 学長は、寄附の申込みを受けた場合は、次の各号に掲げるときの取扱いを本学の判断に委ねることについて、あらかじめ寄附者の意向確認をしておかなければならない。</p> <p>(1) 寄附金を他の研究機関等へ移し替える必要が生じたとき。<br/>(2) 寄附金の取消し、移し替え又は使途を変更する必要が生じたとき。<br/>(3) 寄附目的終了後に生じた残余金について、新たに目的を定める必要が生じたとき。</p> <p>3 前項に規定する意向確認は、別に定める寄附金申込書により行うものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> |      |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>(2) 寄附金による学術研究の結果の報告</p> <p>(3) 寄附金に係る収支決算の概要の報告</p> <p>(4) 寄附の目的達成後の使用残額の返還</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育研究上支障がないと認められる条件</u><br/>(寄附金として受け入れることのできない条件)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる条件を付したものは、これを寄附金として受け入れることができない。</p> <p>(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。</p> <p>(2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。</p> <p>(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。</p> <p>(4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは、受け入れてはならない。</p> <p>(1) 寄附金を受け入れることに伴い、本学の経費の支出が著しく増大するおそれがあるもの</p> <p>(2) 寄附者の社会的な立場や信用度に問題のあるもの</p> <p>(3) その他学長が適当でないと認めるもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(安全保障輸出管理制度の遵守)</p> <p>第4条の2 外国の機関等からの寄附金の受入れに際しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく政令、省令及び通達等並びに国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程その他学内規程等を遵守するものとする。</p> <p>(審査会)</p> <p>第5条 学長は、寄附金の受入れの審査のために、農学研究院及び工学研究院に外部資金等受入審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。</p> | <p>(寄附金として受け入れることのできない条件)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる条件を付したものは、寄附金として受け入れない。</p> <p>(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与する場合</p> <p>(2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させる場合</p> <p>(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行う場合</p> <p>(4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消す場合</p> <p>(5) 寄附金を受入れることに伴い、本学の経費の支出が著しく増大するおそれがある場合</p> <p>(6) 寄附者の社会的な立場や信用度に問題のある場合</p> <p>(7) その他学長が適当でないと認めた場合</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 寄附金のうち、助成団体からの寄附金の受入れについては、当該助成団体の助成条件に従うものとする。ただし、学長が適当でないと認めた場合はその限りではない。</p> <p>(安全保障輸出管理制度の遵守)</p> <p>第4条の2 外国の機関等からの寄附金の受入れに際しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく政令、省令及び通達等並びに国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程その他学内規程等を遵守するものとする。</p> <p>(審査会)</p> <p>第5条 学長は、寄附金の受入れの審査のために、農学研究院及び工学研究院に外部資金等受入審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。</p> |  |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>2 審査会について必要な事項は、別に定める。<br/>(受入れの決定)</p> <p>第6条 学長は、寄附金の申込みを受けた場合は、前条に規定する審査会の審査を経て、受入れを決定するものとする。</p> <p>2 学長は、受入れ決定を行った寄附金について、適宜取りまとめのうえ教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>3 学長は、寄附金の受入れを決定した場合には、寄附申込者に通知するものとし、受入れができない場合には、その理由を付して寄附申込者に通知するものとする。<br/>(寄附金の移し替え等)</p> <p>第6条の2 学長は、第3条第2項第1号に規定する意向確認により寄附者の同意を得た寄附金について、他の研究機関等に当該寄附金を移し替えするときは、当該他の研究機関等の長と協議の上、寄附金を移し替えることができる。</p> <p>2 学長は、第3条第2項第2号及び第3号に規定する意向確認により寄附者の同意を得た寄附金については、当該寄附金の取り消し、移し替え、使途の変更又は寄附目的を新たに定めることができる。<br/>(私的経理の禁止)</p> <p>第7条 本学の役員又は職員個人が次の各号の一に該当する寄附金を受領したときは、直ちに本学に寄附手続きを行うものとし、私的に経理してはならない。</p> <p>(1) 当該役員又は職員の職務上の教育研究に対するもの。<br/>(2) 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用して実施するもの。<br/>(事務)</p> <p>第8条 寄附金の受入れに係る事務は、研究支援課において処理する。<br/>(雑則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、寄附金の受入れを実施するために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (略)</p> | <p>2 審査会について必要な事項は、別に定める。<br/>(受入れの決定)</p> <p>第6条 学長は、寄附金の申込みを受けた場合は、前条に規定する審査会の審査を経て、受入れを決定するものとする。</p> <p>2 学長は、受入れ決定を行った寄附金について、適宜取りまとめのうえ教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>3 学長は、寄附金の受入れを決定した場合には、寄附申込者に通知するものとし、受入れができない場合には、その理由を付して寄附申込者に通知するものとする。<br/>(寄附金の移し替え等)</p> <p>第6条の2 学長は、第3条第2項第1号に規定する意向確認により寄附者の同意を得た寄附金について、他の研究機関等に当該寄附金を移し替えするときは、当該他の研究機関等の長と協議の上、寄附金を移し替えることができる。</p> <p>2 学長は、第3条第2項第2号及び第3号に規定する意向確認により寄附者の同意を得た寄附金については、当該寄附金の取り消し、移し替え、使途の変更又は寄附目的を新たに定めることができる。<br/>(私的経理の禁止)</p> <p>第7条 本学の役員又は職員個人が次の各号の一に該当する寄附金を受領したときは、直ちに本学に寄附手続きを行うものとし、私的に経理してはならない。</p> <p>(1) 当該役員又は職員の職務上の教育研究に対するもの<br/>(2) 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用して実施するもの<br/>(事務)</p> <p>第8条 寄附金の受入れに係る事務は、研究支援課において処理する。<br/>(雑則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、寄附金の受入れを実施するために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (略)</p> |  |
|--|--|--|

附 則(令和2年4月1日教規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。